<健全化判断比率等の対象>

一般会計	一般会計			普通会計	(一般会計等		実質赤字比率				
バス事業特別会計					,,		率	選 結	Ð		
国民健康保険特別会計	特							実	実質	100	
介護保険特別会計	別会			,				連結実質赤字	公	将来	
後期高齢者医療特別会計	会計				S 営			字比	債 費:	負担	
病院事業会計	事	う		를 扫	事 坐			率	比率	比	資金
簡易水道事業会計	事 業 会 計	ち 地	ᄼ	7 7 7 7 7 7 7 7 7	公営事業会十					率	<u> </u> 金 不
水道事業会計	計	うち地方公営	企業会計	百	Ť						足比
下水道事業会計		営	会計								率
一部事務組合・広域連合(河北郡市広域事務組合等)						<u> </u>					
地方公社・第三セクター等(土地開発公	社等	F)				<u></u>		 	 		

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

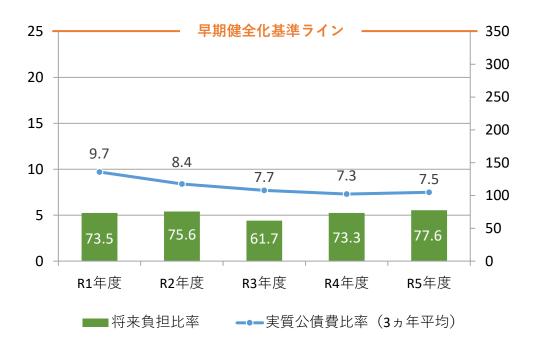
(単位:%)

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
173614	石川県	津幡町	_	_	7.5 (7.3)	77.6 (73.3)
団体区分	5.町村				※下段()内は令和4年度決	算に基づく比率

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準 13.54		18.54	25.0	350.0
8,890,308	68,429	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

健全化判断比率の推移



※実質赤字比率、連結実質赤字比率はゼロ以下(黒字)であるため表示されません。

団体名 石川県津幡町

(単位:千円)

		会 計 名	実質収支額	(分母比)				
		一般会計	334,747	3.8				
		津幡町バス事業特別会計	4,845	0.1				
_	_							
	般会							
般	計							
	等							
会	に属							
	す							
計	る特							
	別							
等	会							
	計							
		小 計	339,592	3.8				
		標準財政規模	8,890,308	100.0				
	実質赤字比率 (%) -3.81 **							

0.3 0.4 0.1

	会 計 名	実質収支額
	津幡町国民健康保険特別会計	27,036
公	津幡町介護保険特別会計	36,611
営般	津幡町後期高齢者医療特別会計	8,745
公営企業に係		
係以		
係る特別外の		
別特会別		
別会計以外の特別会計の		
m 0)		
会会お		
計		

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、 「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

		会 計 名	資金不足•剰余額	(分母比)
		津幡町病院事業会計	1,187,172	13.4
		津幡町水道事業会計	957,977	10.8
		津幡町下水道事業会計	0	
N.1		津幡町簡易水道事業会計	28,386	0.3
法	宅			
適	地造			
旭	成事業			
用	以			
/13	外			
企				
	宅地			
	浩			
	成事			
	業			
法				
	宅地			
非	造成			
	事業以			
適	以外			
用				
^				
企業				
来	宅			
	地造			
	成事			
	事 業			
		合 計	2,585,519	29.1
		標準財政規模(再掲)	8,890,308	100.0
		連結実質赤字比率 (%)	-29.08	*

団体名 石川県津幡町

(単位:千円)

		して算定した額 (3①表「エ」欄 の数値を転記)	経費の財源とする 地方債の償還の財 源に充てたと認め	起こした地方債に 充てたと認められ る補助金又は負担	務負担行為に係る	③A表「特定財源	③ 事業費補正により 事業費補正により 基準財政需要額に 募入された公債費		®密度補正により基準財政により基準財政により基準財政を元利の金を行う。 かされた準元利省〜金をただしものは、 でに係るのとして、 地類を基めたでした。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、
令和3年度	1,700,768		666,590	19,933	0	316,528	713,648	780,412	36,022
令和4年度	1,536,221		595,104	20,974	0	185,054	639,514	719,208	9,151
令和5年度	1,467,750		604,479	25,329	0	188,443	619,261	727,366	9,399

	12	13	(14)
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発 行可能額
令和3年度	5, 103, 786	3, 469, 773	519,548
令和4年度	5, 321, 350	3, 349, 472	146,249
令和5年度	5, 445, 083	3, 376, 796	68,429
		煙準財政担模	

標準財政規模 8,890,308 (§) 地方財政法第5条 の3第4項第1号 の規定に基づき総 務大臣でめる額 (特別区のみ記入)
 実質公債費比率 (単年度)

 令和3年度
 7.14900

 令和4年度
 8.04613

 令和5年度
 7.34096

実質公債費比率 (3力年平均) 7.5

(参考)

\	\	⑥の内訳									
		PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	により、利便施設及 び公共施設を買い取 るために行った債務 負担行為に係るもの	びに独立行政法人森 林総合研究所、独立 行政法人水資源機構	合が建設した職員住 宅等の無償譲渡を受 けるために支払う賃 借料(省令第7条第 4号)	の建設のために借り 入れた借入金の償還 に対する補助(省令	係る債務の履行に要 する経費の支出(省 令第7条第6号)	地方公共団体以外の 者の債務を引き受け た場合における当ち を場合に記げに要する 経費の支出(省令第 7条第7号)	ると認められるもの (省令第7条第8	利子補給に係るもの (数令第12条第4 号)	
	令和3年度										
	令和4年度										
	令和5年度										

【実質公債費比率の計算方法】

 $\frac{(\boxed{1}+2+3+4+5+6+7) - (\boxed{8}+9+4+1+45)}{(\boxed{2}+3+4)} - (\boxed{9}+6+1+1+15)$

将来負担額

(単位:千円)

_												(単位:丁門)
	地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等					連結実質	組合連結実質
						負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)	赤字額	赤字額負担見込額
	17,491,263	21,446	7,292,917	1,784,688	1,424,902	136,567	0	136,567	0	0	0	0
	(17,096,665)	(0)	(7,481,980)	(1,737,621)	(1,441,285)	(176,816)	(0)	(176,816)	(0)	(0)	(0)	(0)
(分母比)	232	0	97	24	19	2		2				

充当可能財源等

(単位:千円)

				(+12:114)
	充当可能基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額
	3,366,228 (3,291,140)	2,077,255 (2,098,136)	, ,	16,861,222 (17,084,701)
(分母比)	45	28	28	224

 将来負担額 A
 充当可能財源等 B

 28,151,783 (27,934,367)
 374 ___ (22,473,977)
 297 (22,473,977)

標準財政規模 C 8,890,308 (8,817,071) 算入公債費等の額 D 1,356,026 (1,367,873) A — B

5,847,078

(5,460,390)

C - D
7,534,282
(7,449,198)

将来負担比率(%)

78

=

100

77.6 (73.3)

※下段()内は令和4年度決算に基づく数値

資金不足比率の状況(令和5年度決算)

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全基準
病院事業会計	_	20.00%
簡易水道事業会計		
水道事業会計		
下水道事業会計		

備考

1. 資金不足額がない場合は、「一」となる。